

岩手県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年8月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ハッピー釜石・ヘルパーステーション	釜石市鈴子町5番6号	平成20年7月1日

2 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成20年7月1日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ハッピー釜石・居宅介護支援事業所	釜石市鈴子町5番6号	平成20年7月1日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ハッピー釜石・ヘルパーステーション	釜石市鈴子町5番6号	平成20年7月1日

5 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成20年7月1日

6 福祉用具販売

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成20年7月1日

7 介護予防福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成20年7月1日